



島根県報

平成21年11月30日（月）
号外第205号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	3
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	5
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	5

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第11条の5から第11条の6までを次のように改める。

第11条の5から第11条の6まで 削除

第11条の6の2及び第11条の7中「第9条の5第1項第3号」を「第9条の5第1項第2号」に改める。

第11条の8第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

第17条第5項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 再任用職員以外の職員 6月に支給する場合においては100分の145（条例第15条の5第2項に規定する特定管理職員（以下この項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の185）、12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の165）
- (2) 再任用職員 100分の70（特定管理職員にあつては、100分の90）

別表第2イの表8級の項中「12,500円」を「12,400円」に改め、同表オの表7級の項中「12,600円」を「12,500円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第30中

「	34		「	33	
	35			34	
	36			34	
	37			35	
	37	を		35	に改める。

38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の4第2号中「配偶者（）」を「教育職員の扶養親族たる者（条例第18条に規定する扶養親族で条例第19条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び教育職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第18条に規定する扶養親族で条例第19条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第35条の5から第35条の6までを次のように改める。

第35条の5から第35条の6まで 削除

第35条の6の2及び第35条の7中「第19条の2第1項第3号」を「第19条の2第1項第2号」に改める。

第35条の8第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

第41条第5項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 再任用教育職員以外の教育職員 6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の125
- (2) 再任用職員 100分の70

別表第11の2の1級の項中「9,000円」を「8,900円」に改め、同表の2級の項中「11,100円」を「11,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第25号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「調整基本額」の次に「（職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事

委員会規則第7号。以下「切替規則」という。)第2条第12号に規定する減額改定対象職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額)を加え、同項第2号中「調整基本額」の次に「(減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額)」を加え、同項第3号中「場合)」を「場合。以下この号において同じ。)」に改め、「調整基本額」の次に「(減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなった場合に減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額)」を加え、「施行日以後に職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県人事委員会規則第7号。以下「切替規則」という。))」を「切替規則」に改め、同項第4号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第26号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 減額改定対象職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年島根県条例第64号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日(以下「基準日」という。)において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第8項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、職員条例別表第5のアの医療職給料表(1)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)第5条第2項の給料表の適用を受ける職員又は同条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給であるもの以外のものをいう。

第3条に次の1号を加える。

(7) 施行日以降に改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「(前条第7号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。))」を加え、同項第1号中「(施行日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)」を削り、「相当する額」の次に「(減額改定対象職員である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。))及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第2号及び第3号中「相当する額」の次に「(減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「(減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額)」を加え、同号イ中

「給料月額」の次に「（減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.83を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「（その）」を「とし、その）」に、「額）」を「額とする。）」に改める。

第5条第1項中「、人事委員会」を「人事委員会」に、「額）」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第7号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加え、同条第3項中「相当する額」の次に「（減額改定対象職員にあつては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「調整基本額」の次に「（県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号。以下「切替規則」という。）第2条第12号に規定する減額改定対象教育職員（以下この項において「減額改定対象教育職員」という。）である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同項第2号中「調整基本額」の次に「（減額改定対象教育職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同項第3号中「場合）」を「場合。以下この号において同じ。）」に改め、「調整基本額」の次に「（減額改定対象教育職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなった場合に減額改定対象教育職員である者となることとなる者を含む。））にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、「施行日以後に県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号。以下「切替規則」という。）」を「切替規則」に改め、同項第4号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次

のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 減額改定対象教育職員 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第65号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）において教育職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第8項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外のものをいう。

第3条に次の1号を加える。

(7) 施行日以降に改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される教育職員でなくなった教育職員

第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（前条第7号に掲げる教育職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった教育職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった教育職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第7号に掲げる教育職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第1号中「（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「相当する額」の次に「（減額改定対象教育職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教育職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教育職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に減額改定対象教育職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第2号及び第3号中「相当する額」の次に「（減額改定対象教育職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「（減額改定対象教育職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「（減額改定対象教育職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.83を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「（その）」を「とし、その」に、「額）」を「額とする。）」に改める。

第5条第1項中「、人事委員会」を「人事委員会」に、「額）」を「額とし、当該教育職員以外の教育職員のうち、減額改定対象教育職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教育職員となった教育職員のうち施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第7号に掲げる教育職員及び施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に同号に該当することとなる教育職員を除く。）」を加え、同条第3項中「相当する額」の次に「（減額改定対象教育職員にあつては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。